

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、<u>個人番号の利用</u> <u>個人番号の利用</u> に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>4 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、<u>個人番号の利用及び特定個人情報の提供</u> に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u></p>

(加える)

(委任)

第5条 (略)

別表第1 (第4条関係)

機 関	事務
(略)	
3 町 長	寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年寒川町条例第23号)によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機 関	事務	特定個人情報
1 町 長	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例による重度障害者等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険関係情報 (3) 障害福祉関係情報 (4) 自立支援

2 前条第5項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合について準用する。

(委任)

第6条 (略)

別表第1 (第4条関係)

機 関	事務
(略)	
3 町 長	寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年寒川町条例第23号)によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
4 町 長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
5 教 育 委 員 会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</u>

別表第2 (第4条関係)

機 関	事務	特定個人情報
1 町 長	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例による重度障害者等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険関係情報 (3) 障害福祉関係情報 (4) 自立支援

		関係情報
2 町長	寒川町小児の医療費の助成に関する条例による小児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険関係情報 (3) 障害福祉関係情報 (4) 自立支援関係情報 (5) ひとり親家庭等医療関係情報 (6) 児童手当関係情報
3 町長	寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険関係情報 (3) 障害福祉関係情報 (4) 自立支援関係情報 (5) 児童扶養手当関係情報
4 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務であ	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 障害福祉関係情報 (3) 特別児童

		関係情報 (5) <u>住登外者</u> 宛名情報
2 町長	寒川町小児の医療費の助成に関する条例による小児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険関係情報 (3) 障害福祉関係情報 (4) 自立支援関係情報 (5) ひとり親家庭等医療関係情報 (6) 児童手当関係情報 (7) <u>住登外者</u> 宛名情報
3 町長	寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険関係情報 (3) 障害福祉関係情報 (4) 自立支援関係情報 (5) 児童扶養手当関係情報 (6) <u>住登外者</u> 宛名情報
4 町	神奈川県在宅重度障害者等	次に掲げる情報であって規則で

つて規則で定めるもの	扶養手当関係情報
------------	----------

長	手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 障害福祉関係情報 (3) 特別児童扶養手当関係情報 (4) 住登外者宛名情報
---	--	--

(加える)

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。